昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日にあたるときは、その翌日）

目次

◇告示　土地改良区の定款の変更の認可
道路の位置の指定
◇選管告示　政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する報告書の要旨
◇公告　理容師試験及び美容師試験の実施

告示

鳥取県告示第六百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を昭和四十三年九月十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年九月二十日

鳥取県知事　石破二朗

鳥取県告示第六百四十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年九月十九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年九月二十日

鳥取県知事　石破二朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市今町一丁目一番地　竹内熙佐男	鳥取市卯垣字大崩九一の二	幅員五・〇〇メートル　延長一一四・三〇メートル
〃	〃　九一の三	
〃	〃　九一の一〇	
〃	〃　九一の一一	
〃	〃　九一の一二	
〃	〃　九一の一〇地先	農道
〃	〃　九一の一一〃	
〃	〃　九一の一〇地先	水路
〃	字下大崩九八の一四	
〃	〃　九八の一四地先	農道

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十三年九月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長　加藤章

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

1　種類　政治資金規正法第12条及びこれを準用する同法第18条の規定による報告書

2　期間　昭和43年1月1日から
昭和43年6月30日まで

3　報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
	円		円		円	円		円		円	
生田泰治後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43. 7.17
加藤重蔵後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43. 7.13
小林国司後援会	10,000	0	0	1	10,000	15,700	1	15,000	0	0	43. 8.15
塩出啓典後援会	43,610	1	42,010	0	0	43,610	1	42,010	0	0	43. 7.13
生長の家政治連合鳥取県支部	0	0	0	0	0	149,155	26	134,105	0	0	43. 7.11
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取県支部連合会	211,610	1	211,610	0	0	846,490	3	846,410	0	0	43. 7.13
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	76,350	2	76,350	0	0	247,510	5	246,510	0	0	43. 7.15
全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	0	0	0	0	0	519,480	3	519,480	0	0	43. 7.12
全日本自由労働組合鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43. 7. 6
大韓民国居留民団鳥取県支部	0	0	0	0	0	324,753	25	308,811	0	0	43. 8. 5
田口長治郎鳥取県後援会	200,000	1	200,000	0	0	47,768	3	46,618	0	0	43. 7.23
鳥取県医師連盟	40,000	0	0	1	40,000	112,485	5	112,395	0	0	43. 7.15
鳥取県建設業協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43. 7.17
鳥取県歯科医師政治連盟	0	0	0	0	0	17,500	5	17,500	0	0	43. 7.15
鳥取県退職公務員政治連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43. 8. 5
鳥取県徳安後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43. 7.15
鳥取県民主政治研究会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43. 7.10

鳥取県薬剤師政治連盟	0	0	0	0	0	33,790	6	32,069	0	0	43. 7.12
鳥取農政同志会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43. 7.12
仲原善一後援会	130,052	0	0	5	130,052	130,052	10	130,052	0	0	43. 7.12
広田幸一後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43. 7.12
広田藤衛後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43. 7. 2
松島俊之鳥取県後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43. 7.12
民主社会党鳥取県支部連合会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43. 7.12

4　主たる寄附者及び支出

(一)　寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名及び団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
1 小林国司後援会	10,000円	1件	渡辺　勇	農業	鳥取県境港市
2 塩出啓典後援会	42,010円	1件	公明党		東京都新宿区
3 全国たばこ耕作者政治連盟鳥取県支部連合会	211,610円	1件	全国たばこ耕作者政治連盟		東京都港区
4 全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	64,350円	1件	全国たばこ耕作者政治連盟鳥取県支部連合会		鳥取県鳥取市
	12,000円	1件	全国たばこ耕作者政治連盟		東京都港区
5 田口長治郎鳥取県後援会	200,000円	1件	田口長治郎後援会		東京都港区
6 鳥取県医師連盟	40,000円	1件	鳥取県医師会		鳥取県鳥取市
7 仲原善一後援会	40,000円	1件	秋久　勲	県会議員	鳥取県東伯郡東郷町
	30,000円	1件	坂出　雅己	町長	鳥取県東伯郡三朝町
	20,052円	1件	矢田　秀雄	町会議員	鳥取県東伯郡三朝町
	20,000円	1件	新田　忠則	農業協同組合長	鳥取県東伯郡関金町
	20,000円	1件	磯江　義博	農業協同組合長	鳥取県倉吉市

(二)　支　出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
1 小林国司後援会	15,000円	1件	印刷費
2 塩出啓典後援会	42,010円	1件	印刷費
3 生長の家政治連合鳥取県支部	2,440円	2件	通信費
	30,705円	8件	会議費
	26,310円	7件	旅費
	52,550円	3件	分担金

00184

		17,500円	2件	印刷費
		1,500円	1件	活動費
		1,100円	1件	宿泊費
		2,000円	2件	会場費
4	全国たばこ耕作者政治連盟鳥取県支部連合会	634,800円	1件	拠出金
		211,610円	2件	交付金
5	全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	18,741円	1件	返納金
		1,409円	1件	会場費
		185,520円	1件	会費
		40,840円	2件	旅費
6	全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	449,280円	1件	拠出金
		1,400円	1件	印刷費
		68,800円	1件	旅費
7	大韓民国居留民団鳥取県本部	4,710円	2件	光熱費
		42,736円	7件	通信費
		108,000円	6件	人件費
		2,400円	1件	備品費
		3,100円	2件	印刷費
		67,219円	2件	交際費
		11,010円	1件	公課費
		17,696円	2件	食糧費
		1,940円	1件	旅費
		50,000円	1件	負担金
8	田口長治郎鳥取県後援会	45,618円	2件	会議費
		1,000円	1件	消耗品費
9	鳥取県医師連盟	69,900円	2件	旅費
		36,120円	2件	会議費
		6,375円	1件	印刷費
10	鳥取県歯科医師政治連盟	12,159円	3件	通信費
		5,341円	2件	消耗品費
11	鳥取県薬剤師政治連盟	4,307円	2件	通信費
		16,082円	2件	会議費
		11,680円	2件	旅費
12	仲原善一後援会	8,000円	1件	家屋費
		61,607円	3件	通信費
		9,800円	2件	印刷費
		13,450円	2件	文具費
		26,795円	1件	食糧費
		10,400円	1件	電話架設費

公　　告

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和43年9月20日

鳥取県知事　石　破　二　朗

1　試験の日時及び場所

(1)　学科試験　日時　昭和43年10月28日　午前9時

場所　鳥取市東町1丁目　鳥取県庁講堂

米子市角盤町2丁目　米子保健所会議室

(2)　実地試験　日時　昭和43年11月11日　午前9時

場所　鳥取市上町－鳥取県理容美容専門学校

2　受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後1年以上の実地習練を経たもの

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者

(2)　旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

(3)　旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わつた者

(4)　理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年厚生省令第64号）附則第3項各号に、美容師試験受験者にあつては美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）附則第9項各号に規定する者

3　試験の方法

試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

4　出願の方法

(1)　願書の提出期間

昭和43年10月1日から昭和43年10月17日まで（郵送のものについては、昭和43年10月17日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2)　願書の提出先

ア　県内居住者　住所地を管轄する保健所

イ　県外居住者　鳥取県東町1丁目　鳥取県厚生部衛生課

(3)　提出書類

ア　受験願書（別記様式によること。）

イ　履歴書（最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なつた場所及び期間を記載すること。）

ウ　指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ　実地習練を修了したことを証する書面

オ　戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ　写真（出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの）

(4)　理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第2条第4項の規定により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類にかえて、知事の発行した理容師学科試験免除通知書又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

5　試験手数料及びその納付方法等

(1)　試験手数料　1,000円

(2)　納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

(3) 既納の手数料は、還付しない。

6　試験場に持参するもの

(1) 学科試験

受験通知書、筆記用具及び昼食

(2) 実地試験

ア　受験通知書、昼食及び上ばき

イ　理容師試験を受ける者

(ア) 白衣

(イ) 調髪及び顔そりに必要な器具等

(ウ) 応急薬品

ウ　美容師試験を受ける者

(ア) 白衣

(イ) コールドパーマネントウエーブ等の施術上必要な器具、材料及び化粧品

(ウ) 応急薬品

7　実施試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、美容師試験のモデルは、なるべく年齢18歳から30歳までの者で、髪に著しい癖のないものであること。

8　その他

(1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明の点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。

(3) 文書による照会は、15円切手を同封すること。

別記様式（用紙はB列5判とすること。）

理容師（美容師）受験願書

収入証紙はりつけ欄

本　籍

住　所（番地及び○○方も記入すること。）

（ふりがなをつける）
氏　名

年　月　日生

理容師法第2条第1項（美容師法第4条第1項）の規定による理容師（美容師）試験を受験いたしたいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

年　月　日

氏　名　㊞

鳥取県知事　石破二朗　殿

（注）実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地試験」と朱書すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可　発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県　【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】